

令和3年11月26日（金）13時30分～

交通政策審議会 海事分科会 第142回船員部会

【岡村労働環境技術活用推進官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第142回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます、海事局船員政策課の岡村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ウェブ会議により開催させていただきます。

まず初めに、ウェブ会議の操作方法についてご案内させていただきます。委員の皆様におかれましては、カメラ、マイクの通信はOFF（マークにスラッシュが入った状態）のまま、ご発言される際のみカメラ、マイクをONに、ご発言が終わりましたらカメラ、マイクをOFFにさせていただきますようお願いいたします。

発言時以外にカメラ、マイクがONの状態の方がいらっしゃいますと、通信状況が不安定になったり、回線が切れたりしてしまうおそれがございます。発言終了時にはカメラ、マイクを必ずOFFにさせていただくようお願いいたします。

また、傍聴者等の方々については、円滑な会議運営のため、映像、音声を拾わないよう、カメラ、マイクを常に切った状態（マークにスラッシュが入った状態）で傍聴をお願いします。

その他ご不明な点、映像や音声通話に不具合が生じた場合は、事前にお伝えしている事務局の緊急連絡先にてご連絡ください。

本日の船員部会は、委員及び臨時委員総員19名中13名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

本日の資料につきましては、ウェブ会議となっておりますので、事前にお配りした資料をご覧ください。

それでは、議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、早速、議事を進めてまいりたいと存じます。

議題1の審議事項である「船員職業安定法施行令の一部を改正する政令案について」で

ございますが、こちらは前回の部会にて諮問のありました案件でございます。11月5日までとしていた各委員からのご意見の状況等について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【高桑船員政策課課長補佐】 前回の部会におきまして、答申の決定のご議論をいただくに当たり、何か意見等がございましたら、11月5日までにとお願いさせていただいておりましたが、この日までに特段のご意見はいただいているところがございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

前回の部会後も、委員から特段のご意見はなかったようですが、答申の決定について、したがって、この場で確認を行いたいと存じます。今回もウェブ会議でございますので、委員の皆様が同時に話し出してしまうことを避けるため、発言は私の指名の上で行っていただきます。発言を希望される時は、カメラ、マイクをONにして、「部会長」と発言いただき、私より指名がありましたら、ご自身の氏名をおっしゃった後にご発言をお願いいたします。ご発言の際には、該当する資料のページ、記載がある箇所などを必ず述べた上でご発言ください。

では、本件につきまして、改めてですが、ご発言ございますでしょうか。

内藤委員、お願いいたします。

【内藤臨時委員】 内航総連、内藤でございます。

本件、いろいろ細かく内容を精査していただきまして、ありがとうございます。繰り返しお礼申し上げます。

こちらのほうの資料の27ページ、「おわりに」というところで、統括でまとめていただいております。本部会と併せて、基本政策部会という部会で、荷主、オペレーターといった関係者の協力、基本政策部会等が開催されたように伺っております。単に労働時間の管理をしていくということだけでなく、我々の諸取引に関しても改革を行うということで理解しております。今後とも省令が発布されて施行が来年4月というお話を伺っておりますので、ぜひとも私ども組合員3,000事業者の状況を行政の方に併せてご指導のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

今の点、特段、事務局から何かございますか。よろしいですか。

内藤委員、どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特になければ、国土交通大臣から諮問第391号「船員職業安定法施行令の一部を改正する政令案について」をもって諮問された件については、適当であるとの結論とし、海事分科会長に報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、続きまして、議題2の審議事項である「船員法施行規則等の一部を改正する省令案について」ですが、こちらも前回の部会にて諮問のありました案件でございます。11月5日までとしていた各委員からのご意見の状況等について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【高乗船員政策課課長補佐】 省令案につきましても、11月5日までに特段のご意見はいただいてないところでございます。

【野川部会長】 ありがとうございました。こちらも、前回の部会後も委員からのご意見は特段なかったということですので、答申の決定についてこの場で確認を行いたいと存じます。

発言は先ほどと同様に、私の指名の上で行います。

では、本件につきまして、ご発言でございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特になければ、国土交通大臣から諮問第392号「船員法施行規則等の一部を改正する省令案について」をもって諮問された件につきましては、適当であると、そういう結論とし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、続きまして、議題3の審議事項である「船員派遣事業の許可について」でございますが、本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより、当事者等の利益を害するおそれがありますので、船員部会運営規則第11条ただし書の規定により、審議を非公開とさせていただきます。

マスコミ関係の方をはじめ関係者以外の方はウェブ会議からのご退出をお願いいたします。非公開での審議となりますので、関係者以外の方全員がウェブ会議から退出しないと議事が始められないため、ウェブ会議からのスムーズな退出にご協力をお願いいたします。

(非公開・関係者以外退席)

【野川部会長】 本日意見を求められました諮問につきましては、別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可について、許可することが適当であるという結論とすることとし

て海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

これで本日の予定された議事は全て終了いたしました。何かございますでしょうか。

谷口課長、お願いいたします。

【谷口船員政策課長】 今日もお忙しいところご審議ありがとうございました。

それで、働き方改革関係、今、施行準備を順次、今日の分も含めて進めてまいりますけれども、今回、かなり改正事項がたくさんありまして、周知とかにもちょっといろいろ工夫していかなきゃいかんのかなと思っております。それで、恐らく説明会などやっていると、それぞれ各事業者さん、あるいは船員さん方から、各協会、組合にいろいろなご意見が寄せられるのではないかなというふうにちょっと想像しておりまして、すぐ対応できるもの、できないもの、あるかもしれませんが、極力、なるべく今回の見直しが多岐の人々にしっかりと理解していただいた上で、実際に働き方改革が進んでいくようにしたいと思っておりますので、何かそういう情報とか寄せられましたら、随時メールとか電話などで結構でございますので、事務局にお寄せいただければ大変助かります。

以上でございます。

【野川部会長】 そうですね。今回の働き方改革に伴う政省令の改正につきましては、確かに非常に大きな改正でもありますし、また、船員の働き方に関するルールは必ずしも陸上の働き方と同一ではございませんので、丁寧な周知徹底が必要かと存じます。これにはもちろん行政の対応も重要でございますが、現場の方々の様々なご質問、あるいはご意見等も今後お寄せいただいて、速やかな周知と、それから円滑なルールの徹底に努めていきたいと存じますので、皆様方、どうぞよろしく、私からもお願いをいたします。

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、特になければ事務局にお返しいたします。

【岡村労働環境技術活用推進官】 次回の船員部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第142回船員部会を閉会いたします。本日はお忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様には会議にご出席賜り、ありがとうございました。

— 了 —